

# ショッピングセンターにおけるE S宣言・行動指針の シンボルマークガイドライン

## 1. 定義

「ショッピングセンターにおけるE S宣言・行動指針のシンボルマークガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます)は、一般社団法人ショッピングセンター協会(以下、SC協会)が制作したシンボルマークの取扱いについての規程です。

## 2. シンボルマークを利用できる者

- (1) シンボルマークを利用できる者は、SC協会会員に限ります。
- (2) シンボルマークの利用にあたりSC協会への事前申請・届けなどは不要です。

## 3. シンボルマークの形状

シンボルマークの形状は別紙1、別紙2のとおりとし、この形状・色を変更、歪曲化することはできません。

## 4. シンボルマーク利用上の注意

シンボルマークの利用に際しては、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 利用許諾に関する事項
  - ① SC協会は、シンボルマークを利用させるにあたり、利用者にSC協会のいかなる権利やライセンスを与えるものではありません。
  - ② SC協会は、シンボルマーク関しいかなる保証もその利用者に与えることは無く、また利用者による利用に一切責任を負いません。
  - ③ 利用料金は無償とします。
- (2) シンボルマークの利用目的の指定
  - ① ショッピングセンター(以下、SC)の人材採用
  - ② SCのE S(従業員満足)向上のための諸活動
  - ③ SCの従業員教育
  - ④ その他、SC協会が認める事項

※①②③について、テナント従業員を主たる対象とする
- (3) 掲示場所  
上記の利用目的に合致した合理的な場所に掲示しなければなりません。
- (4) シンボルマークの利用停止・終了
  - ① SC協会は利用状況等を鑑み、シンボルマークの利用停止・撤去を求めることができます。利用者はそれに従ってください。
  - ② シンボルマークの利用を終了した場合、速やかに掲示場所から撤去してください。

## 5. ガイドラインの変更

本ガイドラインは、SC協会の裁量により随時変更できるものとし、SC協会のホームページで利用者に変更告知をするものとし、なお、かかる変更があった場合、利用者は変更後のガイドラインに従うものとし、

## ■ シンボルマーク



特色 DIC - 2555

4色 C:86% M:0% Y:100% K:0%

## ■ シンボルマーク (ポスター)

